

和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する実施要領

〈 令 和 7 年 度 〉

1. 事業概要

和泉市内における特定外来生物クビアカツヤカミキリの分布拡大の抑制と、生態系に係る被害の防止・低減を実現することを目的とし、対象者に対し、予算の範囲内において対象木（サクラ、モモ、ウメ等のバラ科樹木）への防除用品を無償で配布する。

2. 配布対象

市内で対象木を所有又は管理している方で、次の各号のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に事業所を有する事業主
- (3) 市内の町会、自治会、その他地区の居住世帯の多数で構成する団体（以下、「団体」という。）
- (4) その他市長が適当と認める者

※農業被害の防止を目的とした使用は配布対象外となります。

3. 防除用品

- ・防除ネット

※ネットは、木の状態に関わらず対象木1本あたり1枚（高さ1.8m×長さ4.0m）です。

- ・登録薬剤

4. 申請期間等

- (1) 募集期間 **令和7年6月2日（月）～令和8年2月2日（月）**

※防除用品がなくなり次第終了

- (2) 受付時間 申請期間中の午前9時00分から午後5時15分まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

- (3) 受付場所 和泉市役所 環境政策室 環境保全担当（2階⑦番）窓口まで直接ご持参ください **※郵送、電子申請による受付はいたしません**

5. 防除用品の配布数等

配付する防除用品の枚数、本数は、次のとおりとする。

【防除ネット】

- (1) 被害木等1本につき1枚まで
- (2) 申請1回につき10枚まで

【登録薬剤】 ※フラス等により被害が確認できる樹木のみ

- (1) 被害木5本に対して1本
- (2) 申請1回につき2本まで

※防除用品の配布は、1世帯又は1事業所及び1団体あたり1回限りとします。

6. 申請に必要な書類

次の書類を各一部提出してください。

- (1) 和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品配布申請書（様式第1号）
- (2) 被害木等の写真
（被害木等の全体写真及び（フラスが確認できる場合は）フラス発生箇所の写真）
- (3) 本人確認書類の写し
（マイナンバーカード（個人番号記載部分は除く）又は運転免許証等の写し）
※事業所又は団体の場合は、その代表者の本人確認書類の写し
- (4) 防除用品の使用場所が借地の場合は、所有者の同意書（※該当者のみ）
- (5) 代理人による申請の場合は、委任状及び代理人のマイナンバーカード又は運転免許証等の写し（※同一家族の場合、必要ありません）
- (6) その他市長が必要と認める書類

※申請者（代表者）が自署しない場合は、押印をしてください。

7. 実績報告

防除用品の配布を受けた方は、**令和8年3月2日（月）**までに、次の書類を各一部提出してください。

- (1) 和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品配布実績報告書（様式第2号）
- (2) 防除用品設置後の樹木の写真（※設置場所ごとに写真を添付してください）
- (3) その他市長が必要と認める書類

8. 経過報告

防除用品の配布を受けた方は、配布を受けた年度の翌年度から2年分について、毎年10月1日から同月末日（ただし、10月末日が本市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。）までに、次の書類を各一部提出する必要があります。

- (1) 和泉市クビアカツヤカミキリ防除用品配布経過報告書（様式第3号）
- (2) 防除用品設置後の樹木の写真（※設置場所ごとに写真を添付してください）
- (3) その他市長が必要と認める書類

9. 禁止事項

防除用品の配布を受けた方は、次に掲げる行為をしてはいけません。予めご承知ください。

- (1) 本事業の目的以外で防除用品を使用すること
- (2) 配布を受けた防除用品を第三者に貸し出し、又は譲渡すること
- (3) その他市長が防除用品の使用において不適当と認める行為

※お問合せ※

和泉市役所 環境産業部 環境政策室 環境保全担当

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

T E L : 0725-99-8121（直通）

0725-41-1551（内線：1279）

F A X : 0725-41-0246

E-MAIL : kankyou@city.osaka-izumi.lg.jp